

1 議員報酬

議長	月額	1,200,000円
副議長	月額	1,080,000円
議員	月額	970,000円

2 期末手当

在職期間に応じ条例の規定により算出した額により、6月30日、12月10日の2回支給する。

3 費用弁償

(1) 登庁に要する旅費

議長、副議長及び議員が本会議及び委員会等に出席したときは、費用弁償として住所地から県庁までに要した交通費の実費額を支給する。

(2) 公務旅行旅費

議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、住所地から用務地までに要した旅費を支給する。

4 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」に基づき、議員1人当たり月額530,000円を①会派に交付する方法、②議員に交付する方法、③会派及び議員に交付する方法のいずれかにより交付する。

政務活動費を充てることができる経費は、調査研究費、研修費、会合参加費等とする。

収支報告書、領収書等証拠書類の写し及び会計帳簿の写しを翌年度4月30日までに議長に提出する。